

[事案 2020-377] 年金受取方法遡及変更請求

・令和3年9月1日 和解成立

<事案の概要>

年金受取方法を確定年金に変更したうえで、一括受取することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年10月に契約した個人年金保険について、年金受取方法を終身年金受取から確定年金受取へ変更し一括受取することを希望していたが、年金支払請求書の提出期限を超過したことから、変更できなかった。しかし、以下の理由により、年金受取方法を確定年金に変更したうえで、年金を一括で支払ってほしい。

- (1)持病があるため、終身年金での受け取りは考えておらず、当然に一括受取を考えていた。
- (2)年金支払請求書については、簡単なメモに手続期限が書かれていたのみで、期限を過ぎた場合にどれだけの損失になるかといった具体的な説明等が一切なかった。

<保険会社の主張>

申立人の申立趣旨に沿った和解を希望する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理の他、申立に至る経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。